



# 従来業務の強化と法令遵守の徹底を!

## 組合のコンプライアンス

表題の法令等遵守については、各業界でも常に話題になり、個々の企業は、その道のプロとして当然基本的な行動規範を関係法規に照らして律している。まさか、当組合員が関係している事件が起こるとは思いもよらせませんでした。

さて、3月19日の一部新聞の一面に報道された記事には正直驚かされた。「下水に投棄20年前から」の見出しはセンセーショナルでしたし、すでに知っていた情報とだいぶ違っていたと思えます。

また、19日午後の定例理事会でもこの事件が話題になり、汚泥処理に関して発注元とビルメンテナンス業者、当組合員の元請け、下請け関係等や業務での一般産業廃棄物の厳格な区分について忌憚のない意見交換があった。

ビルピット汚では産業廃棄物である。従って貯留槽に溜まった廃棄物は明らかに産業廃棄物であり、し尿を含む汚泥はただけが一般廃棄物として取り扱える。具体的には、し尿を含む汚泥と他の汚泥を混載して収集運搬することは禁止されている。また、汚泥貯留槽のいわゆる中間水(うわ水)を下水管にポンプ排水する行為はし尿を含むものは一般廃棄物と見なして良いが、その他は産業廃棄物と見なし処理場に運搬し処理する必要がある。

当組合企業は本業の浄化槽法により清掃許可を、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律により汚泥の収集運搬の両許可を得て市町村処理場を利用できる。これらの業務は市町村の固有事務であり、受託業者として関係法令を厳密に遵守し業務を遂行している。

4月16日定例理事会を開催した際、コンプライアンスについて再度話題になり、組合内で理事長文書での周知をする旨議決した。(資料1)

その後、大阪府他4行政(大阪市・堺市・東大阪市・高槻市)より、「産業廃棄物の適正処理について(依頼)」文書が交付され合わせて周知した。(資料2)

5月20日石川県七尾市和倉温泉加賀屋での第44期通常総会でも、藤野理事長より挨拶の中で、事件の概要と経過説明があった。

また、一般会員より質問があり、府下行政当局にし尿を含む一般廃棄物処理の今後についてそれぞれの地元で積極的対応をする旨回答をした。

6月18日定例理事会で、事件についてあらためて総会での経過説明に言及して、その後の組合対応として、府下市町村の一般廃棄物処理に関してアンケートを実施する旨の提案がなされた。全員一致で議決された。

なお、アンケートについては、府環境衛生課の助言も受けた後、7月16日付けで府下43市町村に郵送した。現在その取りまとめ中です。

平成20年4月23日

大阪府衛生管理協同組合  
理事長 藤野 静 男

法令等遵守について(依頼)

各位

日頃は、当組合の運営にご尽力、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、3月下旬に4大新聞に掲載されました大阪府病院機構の廃棄物処理について、先の理事会で話題になりました。

申すまでもなく、我々組合員は、府下各市町村の一般廃棄物収集、運搬業の許可を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項」また、浄化槽清掃業の許可を「浄化槽法第35条第1項」により各市町村ごとに取得して、長年にわたり企業活動を行ってきました。なお、これらの業務は、本来市町村の固有事務であり、各市町村の受託業者として関係法令を厳密に遵守し業務を遂行してきました。

この事案は、「廃掃法」では、産業廃棄物とそれ以外(一般廃棄物)の区分問題があり、府病院機構の業務発注の源、契約内容に仕様書で明記される事柄と思われま。

いやしくも、我々は、業務に精通しており、一廃と産業の区分や一廃処理には厳格な法令適用によることに留意し、業務遂行に努めているところです。しかし、我々の業務は、多数の業界が関係しており、適正な業務遂行には、種々の問題が発生しており、しばしば困難に直面しています。

今日、大阪府及び府下関係官庁より、別添の依頼が当組合にもあり、貴事業所にお知らせいたします。

各位には、なお一層の適正な業務に努められるようお願いいたします。

事務 第1037号  
平成20年4月18日

大阪府衛生管理協同組合 様

大阪府環境農林水産部環境管理室産業所指導課  
大阪府環境局事業部産業廃棄物担当  
堺市環境局環境共生部環境指導課  
東大阪市環境部産業廃棄物対策課  
高槻市環境部環境政策室産業廃棄物指導課

産業廃棄物の適正処理について(依頼)

日ごろから環境行政の推進にご協力いただきありがとうございます。さて、先般大阪府内の病院において、汚泥を産業廃棄物であると認識した後も、一般廃棄物として処分を続けていたという産業廃棄物の不適正な処理について新聞報道されました。

貯留槽に溜まった廃棄物は、し尿が流入するものについて一般廃棄物となりますが、それ以外のものは産業廃棄物となります。産業廃棄物は、排出事業者である施設所有者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に従い適正に処理する必要があります。

ついては、法に違反することのないよう、会員各位に対して下記の点について周知していただくようお願いいたします。

記

1. ビルピット等に生じた汚泥は、ビル所有者の産業廃棄物である。ビル所有者が収集運搬業者及び処分業者それぞれと契約すること。清掃会社が排出事業者としてピット等に生じた汚泥を処分してはならないこと。
2. し尿等が流入したピットから生じた汚泥は、一般廃棄物であるが、それ以外は産業廃棄物であること。
3. グリストラップで生じたグリスは、産業廃棄物であること。
4. 一般廃棄物と産業廃棄物は、混合して処理できないこと。

<連絡先>  
大阪府環境農林水産部環境管理室  
事業所指導課南河内地域指導グループ 担当: 奥田  
〒840-8570 大阪府中央区大手前2丁目  
TEL 06-6941-0351(内線3876)  
FAX 06-6944-6715

資料2

資料1

## 第34回環整連全国大会

### in WAKAYAMA

全国環境整備事業協同組合連合会の第34回全国大会が10月23日(木)〜24日(金)の両日、和歌山県和歌山市の和歌山ビックホールで開催される。運営担当の環整連東海近畿地区協議会及び和歌山県環境整備事業協

同組合では、7月25日会議を開き大会の成功に向けて準備に万全を尽くす一方、私達には市町村の一般廃

### 《開催内容》

全国大会は、7月中旬の参加希望者調査では15名程度であった。しかし、隣県開催でもあり、更に参加者を募るべく、多数の組合員に参加要請をします。

また、全国環整連第33回全国大会in HIROSHIMAの興奮が冷めないところですが、2008年は、美しい自然と古いロマン溢れる和歌山で、一堂に会し大いに議論し、傲を飛ばし、業界の明日を語り合います。

## 大切な資源を活かして豊かな未来環境の創造へ

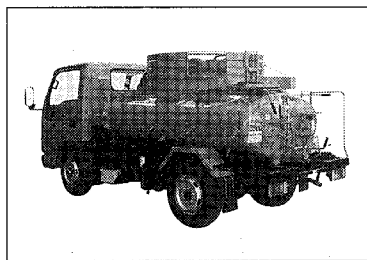
モリタエコノスは環境保全特殊車輛メーカーとして培った豊富な技術実績と新たな技術開発によりあらゆるニーズに合わせたご提案をいたします。

### 株式会社モリタエコノス

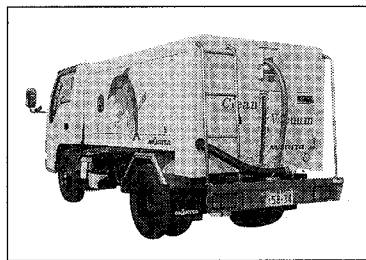
本社・工場 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号  
Tel.(072)995-0605 Fax.(072)993-5537  
http://www.morita-econos.com

#### ■全国販売網及びサービス網

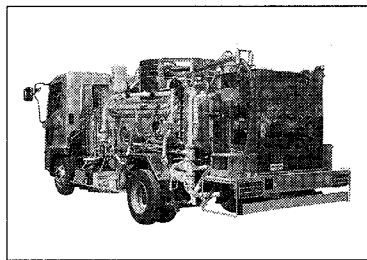
- |                             |                                             |
|-----------------------------|---------------------------------------------|
| 仙台支店 Tel.(022)237-4171(代)   | 関西支店 Tel.(0798)34-6561(代)                   |
| 秋田営業所 Tel.(018)845-4404(代)  | 京都営業所 Tel.(075)631-3391(代)                  |
| 埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代)   | 広島支店 Tel.(082)893-2231(代)                   |
| 千葉支店 Tel.(043)243-2737(代)   | 四国支店 Tel.(087)841-3330(代)                   |
| 東京支店 Tel.(03)5569-1740(代)   | 福岡支店 Tel.(092)591-1201(代)                   |
| 西東京営業所 Tel.(042)531-7581(代) | 鹿児島営業所 Tel.(099)282-8352(代)                 |
| 新潟営業所 Tel.(025)265-0276(代)  | 北海道販売総代理店<br>(株)北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代) |
| 神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代)  | 北海道修理サービス総代理店                               |
| 静岡営業所 Tel.(054)281-2388(代)  | 北海道特殊自販(株) Tel.(011)784-4222(代)             |
| 名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代)  |                                             |
| 北陸出張所 Tel.(076)443-6055(代)  |                                             |



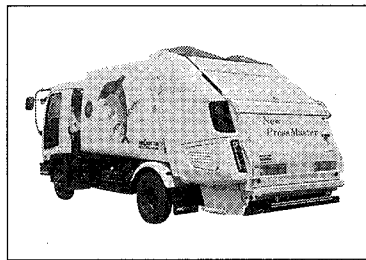
計量装置付バキュームカー



Ecoパネル(バキュームカー)



浄化槽水リサイクル車  
(浄化槽汚泥濃縮車)



計量装置付圧縮式塵芥収集車  
(プレスマスター)